

経企第 25-496 号
2026 年 2 月 5 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本損害保険協会
経理委員会委員長 青木 章
事務局 協会経営企画部調査グループ

企業会計基準公開草案第 89 号（企業会計基準第 10 号の改正案）
「金融商品に関する会計基準（案）」等の公表に対する意見

貴委員会より 2025 年 10 月 29 日付で公表されました標記意見募集に対し、下記のとおり損害保険業界としての意見を提出いたしますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

質問 2（範囲に関する質問）

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。
同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

保険契約から生じる債権について、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの中で保険契約全般に関する会計基準の開発の議論が行われるまでの間、本公開草案で提案されている予想信用損失モデルの適用の対象外とし、現行の金融商品会計基準等における取扱いを選択できるようにしていただきたい。

【理由】

IFRS 第 9 号「金融商品」では、IFRS 第 17 号「保険契約」の範囲に含まれる契約により生じる権利は、その適用範囲から明確に除外されている（2.1 項、5.5.1 項）。

しかしながら本公開草案においては、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」では保険契約は金融商品会計基準の対象外と規定されている（13 項）ものの、保険契約から生じる債権を適用対象から除外する旨が明記されておらず、この点において国際的な会計基準の定めと整合していないものとする。

また貴委員会では、国際的に整合性のあるものとするための取組みの中で保険契約全般に関する会計基準の開発の検討が進められていると承知している。将来的に IFRS 第 17 号に準拠した会計基準が導入された場合、保険契約から生じる債権は、IFRS と同様に予想信用損失モデルの対象外となることを見込まれる。

仮に本公開草案がこのまま最終化されると、保険会社は、将来的に IFRS 第 17 号対応基準の対象となることを見込まれる債権に対し、一時的な対応のために、予想信用損失モデルを適用するためのシステム開発や業務プロセスの構築というコストを負うことになる。このような二重投資を前提とした会計処理は、本改正の本来の趣旨に添わないものとする。

以上